

福祉生活病院常任委員会・陳情

受理番号及び 受理年月日	所 管	件 名 及 び 要 旨	提 出 者	審査結果
元年ー 2 (元. 5.20)	福祉保健	<p><b>ハンセン病元患者家族に対する救済を求める意見書の提出について</b></p> <p>▶陳情理由</p> <p>ハンセン病元患者家族の被害訴訟に対して、政府の謝罪・賠償を求める集団訴訟が行われたのは、2016年3月15日のことだった。これに対して政府は、「家族については被害は及んでいない」との立場をとり、家族の要求を拒否している。</p> <p>ハンセン病差別の根源「らい予防法」が1996年に廃止されて以降、政府は2001年の熊本地裁判決において隔離政策の違憲性を受け入れ、ハンセン病療養所入所者への謝罪と補償を行った。同時に、厚生労働省内に「ハンセン病検証会議」を立ち上げ、差別実態を明らかにしようと、自治体、医療界、教育界、マスコミなど、あらゆる分野の実態と検証を行うとともに、「家族の被害」についても調査・検証を行っている。</p> <p>その後、救済活動は旧植民地下の台湾・朝鮮の療養所入所者にも及び、残すは家族被害に対してのみとなっている。被害状況については、多くの関連出版物やマスコミ報道によっても明らかにされており、原告の大半が本名を名乗れないところに家族被害が示されているといえる。また、現在の厚生労働省が発行している中学生向け啓発パンフレットには、「入所者や社会復帰者、その家族への偏見と差別」について記述されており、政府自身が家族被害を認めている。</p> <p>これらのことから、現在の政府による家族被害訴訟への対応は、政府自らが国民に啓発してきたことと相反しており、その結果、国民に不信感を招いていると言わざるを得ない。</p>	<p>ハンセン病元患者家族に対する政府の謝罪と賠償を求める会 代表 池原正雄</p> <div data-bbox="1332 438 2004 1077" style="border: 1px solid black; padding: 5px;"> <p style="text-align: center;"><b>本会議(元. 6.28)委員長報告 会議録暫定版</b></p> <p>鳥取県では、「無らい県運動」など過去の歴史を反省し、ハンセン病に対する差別や偏見の解消のため、学校での学習会による正しい知識の普及啓発や訪問事業等を通じた療養所入所者との交流を進めているところであります。</p> <p>国のハンセン病隔離政策によって、患者本人だけでなく、患者の家族に対する差別や偏見があったことは想定されますが、現在、ハンセン病元患者の家族等の損害賠償等に係る裁判が、熊本地方裁判所や最高裁判所において行われているところであり、その裁判結果や国の動き等引き続き慎重に注視していく必要があると考えることから趣旨採択と決定いたしました。</p> </div>	趣旨採択 (元. 6.28)

## 福祉生活病院常任委員会・陳情

		<p>得ない。</p> <p>さらに厚生労働省は、毎年6月22日を「らい予防法による被害者の名誉回復及び追悼の日」と定め式典を開き、省内敷地に「ハンセン病施策の反省と謝罪・亡くなった方への追悼と解決に向けての取り組み」を碑文に示している。家族被害を認めぬ態度は、元患者家族がこの碑文の対象ではないことを示し、これは実態を無視していることにほかならず、ハンセン病差別の問題解決につながらないとする。</p> <p>ハンセン病家族の被害は、私たちの隣人の問題である。とりわけ鳥取県は、官民一体となり患者を療養所に強制隔離する「無らい県運動」に最も積極的に取り組んだ歴史経験をもつ。だからこそ今度は、官民一体となりすべてのハンセン病差別の救済に積極的に取り組む責務があるとする。</p> <p><b>▶陳情事項</b></p> <p>鳥取県議会から政府及び国会に対し、ハンセン病元患者家族の被害を直視し、元患者家族に対して謝罪と賠償を行うよう求める意見書を提出すること。</p>		
--	--	--	--	--

## 福祉生活病院常任委員会・陳情